



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年1月18日金曜日 第3044号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....(健康増進課).....37
 農用地利用配分計画の認可申請.....(農政課農地・担い手対策室).....37
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(3件).....(農地整備課).....37
 公聴会の開催.....(都市計画課).....38
 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定.....(建築住宅課).....38
 土地改良区役員の就退任の届出.....(東予地方局農村整備課).....38
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....(東予地方局今治支局環境保全課).....39
 道路の区域変更(県道串中山線).....(中予地方局管理課).....43
 道路の供用開始(").....(").....43
 建設業者の許可の取消し.....(南予地方局管理課).....43
 道路の供用開始(県道長浜内線).....(南予地方局八幡浜土木事務所).....43

公 告

平成31年度及び平成32年度において県が発注する森林整備工事に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積りに参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....(森林整備課).....43

県 議 会 告 示

愛媛県議会図書室図書利用規程の一部改正.....(議会事務局).....47

告 示

○愛媛県告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成31年1月18日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ブプレひまわり薬局松木店	新居浜市松木町4番15号	株式会社ブプレひまわり	精神通院医療(薬局)	平成31年1月1日

○愛媛県告示第26号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成31年1月18日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
株式会社神野農園	愛媛県新居浜市	愛媛県新居浜市高田一丁目384番1	1,074

株式会社 百姓屋・藤田	愛媛県新居浜市	愛媛県新居浜市松神子三丁目55番1ほか8筆	8,625
孝野 覚也	愛媛県南宇和郡愛南町	愛媛県南宇和郡愛南町僧都1436番1ほか3筆	5,957
奥嶋 嘉治	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町722番3	2,723
農事組合法人 いのべにし	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町伊延西94番ほか2筆	1,416

2 申請年月日

平成31年1月7日

○愛媛県告示第27号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、八幡浜市真網代、穴井地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、

次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成31年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農地保全事業・真穴地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年 1月21日から 2月18日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所八幡浜庁舎

○愛媛県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、八幡浜市真網代、穴井、川上町上泊地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成31年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用道路整備事業・真穴地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年 1月21日から 2月18日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所八幡浜庁舎

○愛媛県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、内子町五百木地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成31年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・内子地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年 1月21日から 2月18日まで

3 縦覧場所

内子町役場内子分庁

○愛媛県告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成31年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 日時 平成31年 2月 4日（月）19時から

2 場所 宇和島市役所 8階801会議室

3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

宇和島都市計画臨港地区の変更案について

(2) 案件の概要

臨港地区は、港湾の管理運営を円滑に行うために定めるものであり、臨港道路の整備に伴い必要となる交通機能用地の確保等を行う港湾計画の変更との整合を図るため、臨港地区の区域の一部を変更するものである。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内に在住の人ならびに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成31年 1月30日（水）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ

（電話 089 - 912 - 2738）

○愛媛県告示第31号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人を指定した。

平成31年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

NPO法人ささえる

愛媛県松山市中野町177番地 4

2 支援業務を行う事務所の所在地

愛媛県松山市中野町177番地 4

3 指定年月日

平成31年 1月10日

○愛媛県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市楠河土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 1月18日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 原 二 郎	西条市河原津甲238番地29
"	莖 田 洋 二	西条市河原津甲940番地 1
"	森 川 實	西条市楠甲1699番地 2
"	三 宅 哲 明	西条市河原津甲541番地 2
"	丹 下 光 兼	西条市楠甲88番地
"	武 田 省 二	西条市河原津甲476番地 1
"	武 田 泰 志	西条市楠甲1417番地 3
"	渡 邊 孝 雄	西条市楠甲1485番地 2

"	村 上 繁 敏	西条市楠甲453番地 2
"	原 譲 二	西条市楠乙454番地22
"	渡 辺 泉	西条市河原津甲196番地
"	日 浅 公 之	西条市楠甲476番地 1
"	村 上 康 久	西条市楠甲196番地 4
監 事	阿 部 勝 房	西条市河原津甲504番地 1
"	松 木 時 政	西条市河原津甲86番地 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 繁 敏	西条市楠甲453番地 2
"	江 原 二 郎	西条市河原津甲238番地29
"	森 川 實	西条市楠甲1699番地 2
"	三 宅 哲 明	西条市河原津甲541番地 2
"	松 木 時 政	西条市河原津甲86番地 5
"	丹 下 光 兼	西条市楠甲88番地
"	玉 置 久 志	西条市楠甲790番地
"	武 田 省 二	西条市河原津甲476番地 1
"	阿 部 勝 房	西条市河原津甲504番地 1
"	武 田 泰 志	西条市楠甲1417番地 3
"	渡 邊 孝 雄	西条市楠甲1485番地 2
"	青 野 伊 佐 美	西条市楠甲453番地 8
"	原 譲 二	西条市楠乙454番地22
監 事	大 岩 賢 兒	西条市河原津甲221番地
"	莖 田 洋 二	西条市河原津甲940番地 1

特定施設の 使用時間間隔	断続使用(1日3回)	
特定施設の 1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の 使用の季節的変動の概要	変動なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 9.0~12.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 220 最大 760
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 640
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 110 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 4.0
汚水等の 1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 28.9 最大 33.9	

(2) 100キログラム染色機 (No.68、69)

○愛媛県告示第33号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成31年 1月18日

愛媛県今治保健所長 富田 直明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大和染工株式会社
今治市衣干町4丁目2-25
代表取締役 青野 茂則

2 事業場の名称及び所在地

大和染工株式会社
今治市衣干町4丁目2-25

3 特定施設に関する事項

(1) 50キログラム染色機 (No.67)

特定施設の 種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第19号ト 染色施設
特定施設の 能力	1回当たり50キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の 種類	政令別表第1第19号ト 染色施設	
特定施設の 能力	1回当たり100キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の 使用時間間隔	断続使用(1日3回)	
特定施設の 1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の 使用の季節的変動の概要	変動なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 9.0~12.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 220 最大 760
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 640
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 30

浮遊物質 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 110 最大 300
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 30
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.1 最大 4.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 57.3 最大 67.1

(3) 250キログラム染色機 (No.70)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号ト 染色施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり250キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後2ヶ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	断続使用(1日3回)	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	8時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	変動なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~9.0 最大 9.0~12.0
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 220 最大 760
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 160 最大 640
	浮遊物質 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 110 最大 300
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 30
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.1 最大 4.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 143.3 最大 168.0	

(4) 250キログラム染色機 (No.71)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号ト 染色施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり250キログラム処理	

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後2ヶ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	断続使用(1日4回)	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	8時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	変動なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~9.0 最大 9.0~12.0
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 220 最大 760
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 160 最大 640
	浮遊物質 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 110 最大 300
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 30
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.1 最大 4.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 143.3 最大 168.0	

(5) 250キログラム染色機 (No.72)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号ト 染色施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり250キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後2ヶ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	断続使用(1日4回)	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	8時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	変動なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~9.0 最大 9.0~12.0
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 220 最大 760

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 640
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 110 最大 300
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 30
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 4.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 191.9 最大 224.9

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和56年 8月25日		
処 理 施 設 の 種 類	活性汚泥処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 10メートル 横 80メートル 高さ 5.45メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり4,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理(曝気槽+沈殿槽)+水素イオン濃度調整		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	変動なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~10.0 最大 9.0~11.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 215 最大 249	通常 22 最大 25
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 166 最大 185	通常 42 最大 46
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 99 最大 107	通常 20 最大 21
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.9 最大 11	通常 5.8 最大 7.1

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.2	通常 1.9 最大 2.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,000 最大 4,500	通常 4,000 最大 4,500

(2) オゾン接触反応槽 (No.1)

設 置 年 月 日	平成20年 8月27日		
処 理 施 設 の 種 類	オゾン発生機 GR-RG27		
処 理 施 設 の 型 式	オゾン発生機 GR-RG27		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 5メートル 横 10メートル 高さ 4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり317立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	オゾン処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	変動なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0	通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 769 最大 860	通常 692 最大 774
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 688 最大 810	通常 654 最大 770
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 302 最大 330	通常 242 最大 264
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 35	通常 27 最大 32
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.6 最大 7.0	通常 3.2 最大 6.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 281.7 最大 316.5	通常 281.7 最大 316.5	

(3) オゾン接触反応槽 (No.2)

設 置 年 月 日	平成20年 8月27日		
処 理 施 設 の 種 類	廃オゾン水再利用		

処理施設の型式	廃オゾン水再利用		
処理施設の構造	SUS製		
処理施設の主要寸法	直径 3メートル 高さ 4メートル		
処理施設の能力	1日当たり281立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	オゾン処理		
処理施設の使用時間間隔	間 歇		
処理施設の1日当たりの使用時間	1.5時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	変動なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~10.0 最大 9.0~11.0	通常 9.0~10.0 最大 9.0~11.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 232 最大 268	通常 185 最大 215
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 173 最大 194	通常 139 最大 155
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 112 最大 121	通常 84 最大 91
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.3 最大 12	通常 6.5 最大 8.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 2.3	通常 1.7 最大 1.8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 250 最大 281	通常 250 最大 281	

(4) オゾン接触反応器

設置年月日	平成20年 8月27日
処理施設の種類	廃オゾンガス再利用
処理施設の型式	廃オゾンガス再利用
処理施設の構造	SUS製
処理施設の主要寸法	縦 2.7メートル 横 0.7メートル 高さ 0.5メートル
処理施設の能力	1日当たり2,531立方メートル処理
汚水等の処理の方式	オゾン処理
処理施設の使用時間間隔	間 歇

処理施設の1日当たりの使用時間	13.5時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	変動なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22 最大 25	通常 21 最大 24
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 42 最大 46	通常 41 最大 45
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 21	通常 18 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.8 最大 7.1	通常 5.0 最大 6.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 2.1	通常 1.7 最大 1.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,250 最大 2,531	通常 2,250 最大 2,531	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21 最大 24
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 41 最大 46
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19 最大 21
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.3 最大 6.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.8 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,000 最大 4,500	

備考 この他に雨水排水口が1か所ある。

○愛媛県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	串中山線	伊予市中山町中山巳133番1地先から 同町中山巳129番地先まで	旧	メートル 7.2～8.2	キロメートル 0.011	
			新	7.2～8.4	0.011	

○愛媛県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串中山線	伊予市中山町中山巳133番1地先から 同町中山巳129番地先まで	平成31年 1月18日

○愛媛県告示第36号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成31年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-27)第000526号	平成27年 5月6日	㈱ブリッジカンパニー	橋本 隆	喜多郡内子町城廻991-1	平成30年 12月25日	建築工事業	建設業の廃業（一部）

○愛媛県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	八幡浜市日土町6番耕地663-3地先から 同町7番耕地664-9まで	平成31年 1月18日

公 告

○公 告

平成31年度及び平成32年度において県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附随する工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期

及び方法等を、次のとおり定めた。

平成31年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 森林整備工事に係る競争入札等に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参

加させないこととされている者

2 資格

- (1) 競争入札等に参加することができる者は、森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）第4条第2項の規定により森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録された者とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者は、資格を有しないものとする。

3 申請の時期

平成31年1月21日（月）から2月21日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

4 申請書類の請求先、提出先及び提出方法並びに資格の審査結果の通知

(1) 請求先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 2600

(2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

(3) 申請をした者には、資格の審査結果を競争入札等参加資格審査結果通知書（別記様式）により通知する。

5 資格の効力

資格は、平成31年度及び平成32年度の森林整備工事に係る競争入札等について効力を有する。

6 平成33年度及び平成34年度の資格審査

平成33年度及び平成34年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者の資格については、平成32年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

7 問合せ先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課治山係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 2600

別表（4関係）

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課 〒791 - 0508 西条市丹原町池田1611番地 電話番号 0898 - 68 - 7438	新居浜市、西条市及び四国中央市
愛媛県東予地方局産業経済部今治支局森林林業課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 25 - 9319	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局産業経済部森林林業課 〒790 - 8502 松山市北持田132番地 電話番号 089 - 909 - 8767	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局産業経済部久万高原森林林業課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地の1 電話番号 0892 - 21 - 1265	上浮穴郡
愛媛県南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 2031	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県南予地方局産業経済部森林林業課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 3163	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

別記様式(4関係) 競争入札等参加資格審査結果通知書

競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
で

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第1号

愛媛県議会図書室図書利用規程（昭和52年7月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年 1月18日

愛媛県議会議長 鈴木 俊 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸出し)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 図書の貸出しは、1人1回<u>5冊</u>以内とし、その期間は、貸出日の翌日から起算して<u>21日</u>以内とする。ただし、特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>図書の貸出しを受けた者は、貸出期間内であつても、室長が緊急の必要により当該図書の返却を求めたときは、直ちに当該図書を返却しなければならない。</u></p>	<p>(貸出し)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 図書の貸出しは、1人1回<u>2冊</u>以内とし、その期間は、貸出日を含めて<u>7日</u>以内とする。ただし、特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 省略</p>